

公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター安全就業委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センターにおける会員の健康と安全に関する事項を検討し、その対策を推進するため、公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター安全就業委員会(以下「委員会」という。)の設置に関し定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し推進する。

- 1 会員が、健康と安全に就業することができる対策に関すること。
- 2 会員が、就業上事故分析と、それに伴う事故防止対策に関すること。
- 3 その他会員の健康と安全に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者の委員をもって構成する。

- 1 理事2人
- 2 会員代表2人
- 3 事務局職員3人

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠の任期は、在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は、欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

(報告)

第7条 委員長は、必要の都度、委員会の検討結果を会長に報告するものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成6年9月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。